

<p style="text-align: center;">上海市人民代表大会常务委员会公告 第36号</p> <p>《上海市人民代表大会常务委员会关于修改〈上海市人口与计划生育条例〉的决定》已由上海市第十四届人民代表大会常务委员会第二十七次会议于2016年2月23日通过，现予公布，自2016年3月1日起施行。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民代表大会常务委员会 2016年2月23日</p> <p style="text-align: center;">上海市人民代表大会常务委员会关于修改 《上海市人口与计划生育条例》的决定</p> <p style="text-align: center;">（2016年2月23日上海市第十四届人民代表大会常务委员会第二十七次会议通过）</p> <p>上海市第十四届人民代表大会常务委员会第二十七次会议决定对《上海市人口与计划生育条例》作如下修改：</p> <p>一、将第二十三条修改为： 提倡一对夫妻生育两个子女。</p> <p>符合下列条件之一的夫妻，可以要求安排再生育子女：</p> <p>（一）一方婚前未生育过子女，一方婚前已生育过一个子女，且双方婚后共同生育一个子女的；</p> <p>（二）双方婚前合计生育两个及以上子女，且没有共同生育子女的；</p> <p>（三）双方婚前均未生育过子女，婚后共同生育了两个子女，其中一个子女经区、县或者市病残儿医学鉴定机构鉴定为非遗传性残疾，不能成长为正常劳动力的。</p> <p>除前款规定的条件外，因特殊情况可以再生育的条件，由市人民政府另行规定。</p> <p>二、删除第二十四条、第二十五条、第二十六条第一款。</p>	<p style="text-align: center;">上海市人民代表大会常务委员会公告 第 36 号</p> <p>《上海市人民代表大会常务委员会：〈上海市人口及び計画出産条例〉改正に関する決定》は既に上海市第十四期人民代表大会常务委员会第二十七回会議を 2016 年 2 月 23 日付で通過したため、ここに公布し、2016 年 3 月 1 日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民代表大会常务委员会 2016 年 2 月 23 日</p> <p style="text-align: center;">上海市人民代表大会常务委员会《上海市人口 及び計画出産条例》改正に関する決定</p> <p style="text-align: center;">（2016 年 2 月 23 日付で上海市第十四期人民代表大会常务委员会第二十七回会議を通過）</p> <p>上海市第十四期人民代表大会常务委员会第二十七回會議は、《上海市人口及び計画出産条例》に対して以下の通り改正を行うことを決定した：</p> <p>一、第二十三条を以下の通り改正する： 一組の夫妻が 2 人の子を出産することを奨励する。</p> <p>下記の条件のいずれかに合致する夫妻は、再度子を出産することを要求することができる：</p> <p>（一）一方が婚姻前に子を出産したことがなく、一方が既に 1 人の子を出産しており、且つ双方が婚姻後に共同で 1 人の子を出産する場合；</p> <p>（二）双方が婚姻前に合計で 2 人及び 2 人以上の子を出産しており、且つ共同で子を出産していない場合；</p> <p>（三）双方が婚姻前にいずれも子を出産したことがなく、婚姻後に 2 人の子を共同で出産し、そのうち 1 人の子が区・県或いは市の病氣・身体障害児医学鑑定機関により非遺伝性身体障害であると鑑定され、正常な労働力として成長することができない場合。</p> <p>前項が規定する条件を除き、特殊な状況により再度出産することができる条件については、市人民政府が別途規定する。</p> <p>二、第二十四条・第二十五条・第二十六条第一項を削除する。</p>
---	--

三、将第三十条改为第二十八条，第二款修改为：

属于本条例第二十三条第二款第三项规定情形的，还应当提供区、县或者市病残儿医学鉴定机构的鉴定材料。

四、将第三十三条改为第三十一条，修改为：

符合法律规定结婚的公民，除享受国家规定的婚假外，增加婚假七天。

符合法律法规规定生育的夫妻，女方除享受国家规定的产假外，还可以再享受生育假三十天，男方享受配偶陪产假十天。生育假享受产假同等待遇，配偶陪产假期间的工资，按照本人正常出勤应得的工资发给。

五、将第三十六条改为第三十四条，修改为：

在国家提倡一对夫妻生育一个子女期间，自愿终身只生育一个子女的公民，在子女十六周岁以前，由区、县卫生和计划生育行政管理部门按照有关规定向其颁发《独生子女父母光荣证》（以下简称《光荣证》）。

六、将第二十六条第二款、第二十七条、第二十九条第二款、第三十条第一款中的“再生育一个子女”以及“生育一个子女”修改为“再生育子女”。

此外，对部分条文的顺序作相应调整。

本决定自2016年3月1日起施行。《上海市人口与计划生育条例》根据本决定作相应修正后重新公布。

三、第三十条を第二十八条に変更し、第二項を以下の通り改める：

本条例第二十三条第二項・第三項が規定する状況に属する場合、区・県或いは市の病気・身体障害児医学鑑定機関の鑑定資料も提出しなければならない。

四、第三十三条を第三十一条に変更し、以下の通り改める：

法律が規定する婚姻に合致する公民について、国家が規定する結婚休暇を享受する以外に、結婚休暇を7日間増加させる。

法律・法規が規定する出産に合致する夫妻について、女性は国家が規定する出産休暇を享受する以外に、さらに育児休暇を30日間享受することができ、男性は配偶者出産休暇を10日間享受することができる。育児休暇は出産休暇と同等の待遇を享受し、配偶者出産休暇期間の給与は、本人の正常な出勤により取得すべき給与に基づき支給する。

五、第三十六条を第三十四条に変更し、以下の通り改める：

国家が一組の夫妻は1人の子を出産することを奨励していた期間に、自ら望んで生涯1人の子のみを出産し公民について、子の16歳以前に、区・県の衛生及び計画出産行政管理部门により関連規定に基づき当該夫妻に《一人っ子父母光栄証》（以下《光栄証》）を授与する。

六、第二十六条第二項・第二十七条・第二十九条第二項・第三十条第一項における「再度1人の子を出産する」及び「1人の子を出産する」を「再度子を出産する」に改める。

このほか、一部条文の順序に対して相応の調整を行う。

本決定は2016年3月1日より施行する。《上海市人口及び計画出産条例》は本決定に基づき相応の改正を行った後に改めて公布する。

上海市人口与计划生育条例	上海市人口及び計画出産条例
<p>(2003年12月31日上海市第十二届人民代表大会常务委员会第九次会议通过根据2014年2月25日上海市第十四届人民代表大会常务委员会第十一次会议《关于修改〈上海市人口与计划生育条例〉的决定》第一次修正根据2016年2月23日上海市第十四届人民代表大会常务委员会第二十七次会议《关于修改〈上海市人口与计划生育条例〉的决定》第二次修正)</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了实现人口、经济、社会、资源、环境的全面、协调和可持续发展，推行计划生育，维护公民的合法权益，促进家庭幸福、民族繁荣与社会进步，根据《中华人民共和国人口与计划生育法》，结合本市实际情况，制定本条例。</p> <p>第二条 本条例适用于本市行政区域内的人口与计划生育工作。</p> <p>流动人口的计划生育工作，按照国家和本市的有关规定执行。</p> <p>第三条 各级人民政府应当加强对人口与计划生育工作的领导，采取综合措施，控制人口数量，提高人口素质，改善人口结构，促进人口合理分布。</p> <p>各级人民政府应当加强宣传教育，依靠科学技术进步，完善综合服务，建立、健全奖励和社会保障制度，做好人口与计划生育工作。</p> <p>第四条 市卫生和计划生育行政部门依照法定职责负责本市行政区域内的人口与计划生育工作。区、县卫生和计划生育行政部门依照法定职责负责本辖区内的人口与计划生育管理工作。</p> <p>发展和改革、公安、人力资源和社会保障、民政、统计、教育等行政管理部门在各自的职责范围内，做好人口与计划生育的相关管理工作。</p> <p>乡、镇人民政府和街道办事处负责做好本辖区内的人口与计划生育管理工作。</p>	<p>(2003年12月31日付で上海市第十二期人民代表大会常务委员会第九回会議を通過、2014年2月25日付で上海市第十四期人民代表大会常务委员会第十一回会議の《〈上海市人口及び計画出産条例〉改正に関する決定》に基づき一回目の改定、2016年2月23日の上海市第十四期人民代表大会常务委员会第二十七回会議の《〈上海市人口及び計画出産条例〉改正に関する決定》に基づき二回目の改定)</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 人口・経済・社会・資源・環境の全面的・協調的・持続可能な発展を実現し、計画出産を推進し、公民の合法的權益を維持し、家庭の幸福・民族の繁栄及び社会の進歩を促進するため、《中華人民共和国人口及び計画出産法》に基づき、本市の實際状況を結合し、本条例を制定する。</p> <p>第二条 本条例は本市行政区域内の人口及び計画出産業務に適用する。</p> <p>流動人口の計画出産業務は、国家及び本市の関連規定に基づき執行する。</p> <p>第三条 各級人民政府は人口及び計画出産業務に対する指導を強化し、総合的措置を採用し、人口数量をコントロールし、人口資質を向上させ、人口構造を改善し、人口の合理的分布を促進しなければならない。</p> <p>各級人民政府は宣伝教育を強化し、科学技術の進歩に依って、総合サービスを改善し、奨励及び社会保障制度を構築・健全化し、人口及び計画出産業務を適切に行わなければならない。</p> <p>第四条 市の衛生及び計画出産行政管理部门は、法定の職責に基づき本市行政区内の人口及び計画出産業務の責を負う。区・県の衛生及び計画出産行政管理部门は、法定の職責に基づき当管轄区内の人口及び計画出産管理業務の責を負う。</p> <p>發展改革・公安・人力资源及び社会保障・民政・統計・教育等の行政管理部门は各自の職責範囲内において、人口及び計画出産の関連管理業務を適切に行う。</p> <p>郷・鎮人民政府及び街道弁事処（注：都市最末端の行政機関出張所）は当該管轄区</p>

<p>第五条 工会、共产主义青年团、妇女联合会，计划生育协会、人口学会等社会团体，企业、事业组织、民办非企业单位和公民都应当协助人民政府开展人口与计划生育工作。</p> <p>居民委员会、村民委员会协助人民政府开展计划生育工作，并应当配备相应的专职或者兼职人员。</p> <p>第六条 各级人民政府应当把人口与计划生育经费纳入财政预算，保障人口与计划生育工作必要的经费，并根据国民经济和社会发展状况逐步提高人口与计划生育经费投入的总体水平。</p> <p>第七条 人口与计划生育工作应当作为本市社会主义精神文明建设的重要内容。</p> <p>第八条 各级人民政府应当对在人口与计划生育工作中做出显著成绩和贡献的单位和个人给予表彰和奖励。</p> <p>机关、社会团体、企业、事业组织、民办非企业单位应当对在本单位人口与计划生育工作中做出显著成绩和贡献的人员给予表彰和奖励。</p> <p>第二章 人口综合管理</p> <p>第九条 市和区、县人民政府根据上一级人民政府的人口发展规划，结合本行政区域实际情况，编制人口发展中、长期规划和年度计划，并将其纳入国民经济和社会发展规划。</p> <p>第十条 卫生和计划生育、统计以及其他有关行政管理部门负责开展人口总量、人口出生、人口死亡、人口结构、人口迁移等人口发展趋势的中、长期预测，为制定人口发展规划和人口综合调控决策提供依据。</p> <p>第十一条 市和区、县人民政府根据人</p>	<p>内の人口及び計画出産管理業務を適切に行う責を負う。</p> <p>第五条 労働組合・共産主義青年団・婦女連合会、計画出産協会・人口学会等の社会团体、企業・事業組織・民営非企業単位及び公民は、人民政府が展開する人口及び計画出産業務に協力しなければならない。</p> <p>居住者委員会・村民委員会は人民政府が展開する計画出産業務に協力し、また相応の専任或いは兼務人員を配置しなければならない。</p> <p>第六条 各級人民政府は人口及び計画出産経費を財政予算に組み入れ、人口及び計画出産業務に必要な経費を保障し、また国民経済及び社会発展状況に基づき、人口及び計画出産経費を投入する全体水準を向上させなければならない。</p> <p>第七条 人口及び計画出産業務は、当市の社会主義精神文明構築における重要な内容でなければならない。</p> <p>第八条 各級人民政府は、人口及び計画出産業務において顕著な成績及び貢献をもたらした単位及び個人に対して表彰及び奨励を行わなければならない。</p> <p>機関・社会团体・企業・事業組織・民営非企業単位は、当該単位の人口及び計画出産業務において顕著な成績及び貢献をもたらした人員に対して表彰及び奨励を行わなければならない。</p> <p>第二章 人口総合管理</p> <p>第九条 市及び区・県人民政府は一級上の人民政府の人口発展計画に基づき、当該行政区域の実際状況を結合し、人口発展の中・長期計画及び年度計画を制定し、またそれらを国民経済及び社会発展計画に組み入れる。</p> <p>第十条 衛生及び計画出産・統計及びその他の関連行政管理部门は、人口総数・人口出生・人口死亡・人口構造・人口移転等の人口発展動向について中・長期予測を行い、人口発展計画及び人口総合調整コントロール政策を制定するために根拠を提供する責を負う。</p> <p>第十一条 市及び区・県人民政府は人口</p>
---	---

<p>口发展中、长期规划，制定本行政区域的人口与计划生育实施方案并组织实施。</p> <p>市和区、县卫生和计划生育行政管理部门负责实施人口与计划生育实施方案的日常工作。</p> <p>乡、镇人民政府和街道办事处负责贯彻落实人口与计划生育实施方案。</p> <p>第十二条 市人民政府对区、县人民政府，区、县人民政府对乡、镇人民政府和街道办事处下达人口与计划生育工作年度目标和责任，并对执行情况进行考评和奖惩。</p> <p>各级人民政府和街道办事处应当履行相关责任，完成人口与计划生育工作年度目标。</p> <p>第十三条 户籍所在地与现居住地不一致的，计划生育工作由其户籍所在地和现居住地的人民政府共同负责，以现居住地管理为主。</p> <p>第十四条 市人民政府根据经济、社会发展水平和资源、环境的承载能力，确定人口发展规模，调控常住人口总量。</p> <p>市和区、县人民政府应当完善生育调节政策，稳定低生育水平；建立常住人口流入流出调控机制，合理控制人口机械增长。</p> <p>第十五条 市和区、县人民政府在制定和实施城市规划时，应当控制中心城人口规模，引导城乡人口合理分布。</p> <p>有关行政管理部门在编制和实施产业、住宅、交通、科学技术、教育、文化、卫生、人力资源和社会保障等专业规划时，应当与区域人口发展规划相适应。</p> <p>第十六条 本市制定、实施的生育调节、人口迁移、人口流动等制度和措施，应当有利于优化人口年龄结构，缓解人口老龄化。</p>	<p>発展の中・長期計画に基づき、当該行政区域の人口及び計画出産実施方案を制定し、組織的に実施する。</p> <p>市及び区・県の衛生及び計画出産行政管理部门は、人口及び計画出産実施方案の日常業務を実施する責を負う。</p> <p>郷・鎮人民政府及び街道弁事処は、人口及び計画出産実施方案を徹底・実行する責を負う。</p> <p>第十二条 市人民政府は区・県人民政府に対して、区・県人民政府は郷・鎮人民政府及び街道弁事処に対して、人口及び計画出産業務の年度目標及び責任を伝達し、また執行状況に対して審査評価及び奨励・懲戒を行う。</p> <p>各級人民政府及び街道弁事処は関連責任を履行し、人口及び計画出産業務の年度目標を達成しなければならない。</p> <p>第十三条 戸籍所在地が現居住地と一致しない場合、計画出産業務はその戸籍所在地及び現居住地の人民政府により共同で担当し、現居住地の管理を主とする。</p> <p>第十四条 市人民政府は経済・社会発展水準及び資源・環境の荷重能力に基づき、人口発展規模を確定し、常住人口総数を調整コントロールする。</p> <p>市及び区・県人民政府は出産調節政策を完備し、低出産水準を安定化させなければならない；常住人口流入・流出調整コントロールメカニズムを構築し、人口の機械的な増加を合理的にコントロールしなければならない。</p> <p>第十五条 市及び区・県人民政府は都市計画を制定・実施する際、中心都市の人口規模をコントロールし、都市・農村人口の合理的分布を先導しなければならない。</p> <p>関連行政管理部门は、産業・住宅・交通・科学技術・教育・文化・衛生・人的資源及び社会保障等の専門計画を制定・実施する際、区域の人口発展計画に相応させなければならない。</p> <p>第十六条 当市が制定・実施する出産調節・人口移転・人口流動等の制度及び措置は、人口の年齢構成の最適化・人口高齢化の緩和に効果がなければならない。</p>
--	--

<p>第十七条 各级卫生和计划生育行政管理部门应当加强母婴保健工作，降低婴儿死亡率和出生缺陷发生率，提高出生婴儿健康水平。</p> <p>本市提倡公民进行婚前医学检查和孕产期检查。市人民政府应当制定有利于公民自愿进行婚前医学检查和孕产期检查的措施。</p> <p>医疗保健机构在为公民进行婚前医学检查和孕产期检查时，应当提供规范、优质的服 务，并为当事人保守秘密。医师和助产人员应当严格遵守有关操作规程，预防和减少产伤。</p> <p>第十八条 卫生和计划生育、教育、文化广播影视、新闻出版、民政等相关部门和社会团体应当相互配合，开展生殖健康的宣传、教育，倡导健康的生活方式，增强公民的自我保健意识，做好艾滋病和影响生殖健康的其他疾病的预防和治疗工作。</p> <p>第十九条 禁止任何机构和个人开展非医学需要的胎儿性别鉴定或者选择性别的人工终止妊娠手术。</p> <p>第二十条 统计、卫生和计划生育、公安等行政管理部门按照各自职责，对本市户籍人口和在本市居住一定期限的非本市户籍人口开展常规统计、抽样调查、专项调查，并定期向社会公布统计分析数据。</p> <p>第二十一条 卫生和计划生育行政管理部门按照国家和本市有关规定，建立和完善人口与计划生育信息系统。人口与计划生育信息系统应当纳入市社会保障和市民服务信息系统。</p> <p>卫生和计划生育、公安、教育、民政、人力资源和社会保障等行政管理部门应当通过本市社会保障和市民服务信息系统相互提供与人口管理相关的数据，实现人口信息共享，促进人口信息资源的综合开发和利用。</p>	<p>第十七条 各級衛生及び計画出産行政管理部门は母子保健業務を強化し、乳児死亡率及び出生時の不全発生率を低下させ、出生時の乳児健康水準を向上させなければならない。</p> <p>当市は、公民が婚姻前医学検査及び妊娠出産期検査を行うことを奨励する。市人民政府は、公民が自ら婚姻前医学検査及び妊娠出産期検査を行うための措置を制定しなければならない。</p> <p>医療保険機関は公民のために婚姻前医学検査及び妊娠出産期検査を行う際、規範的・良質なサービスを提供し、また当事者のために秘密を保持しなければならない。医師及び助産人員は関連オペレーション規程を厳格に遵守し、産傷を予防並びに減少させなければならない。</p> <p>第十八条 衛生及び計画出産・教育・文化ラジオ映画テレビ、報道出版・民政等の関連部門及び社会団体は相互に協力し、生殖健康の宣伝・教育を展開し、健康な生活 方式の提唱、公民の自己保健意識の強化、エイズ及び生殖健康に影響するその他疾病の予防及び治療業務を適切に行わなければならない。</p> <p>第十九条 いかなる機構及び個人も、医学的に必要でない胎児性別判定或いは性別選択による人為的な妊娠終了手術を行うことを禁止する。</p> <p>第二十条 統計・衛生及び計画出産・公安等の行政管理部门は各自の職責に基づき、当市の戸籍人口及び当市に一定期間居住する当市ではない戸籍人口に対して通常統計・抽出調査・特別項目調査を展開し、また定期的に社会に統計分析データを公布する。</p> <p>第二十一条 衛生・計画出産行政管理部门は国家及び当市の関連規定に基づき、人口及び計画出産情報システムを構築及び完備する。人口及び計画出産情報システムは当市の社会保障及び市民サービス情報システムを組み入れなければならない。</p> <p>衛生及び計画出産・公安・教育・民政・人力资源及び社会保障等の行政管理部门は、当市の社会保障及び市民サービス情報システムを通じて人口管理に関するデータを相互提供し、人口情報の共有を実現し、</p>
--	---

<p>第三章 生育调节</p> <p>第二十二条 公民有生育的权利，也有依法实行计划生育的义务。</p> <p>夫妻双方共同负有实行计划生育的责任，在作出生育决定时应当平等协商，相互尊重。</p> <p>公民实行计划生育的合法权益受法律保护。</p> <p>第二十三条 提倡一对夫妻生育两个子女。</p> <p>符合下列条件之一的夫妻，可以要求安排再生育子女：</p> <p>（一）一方婚前未生育过子女，一方婚前已生育过一个子女，且双方婚后共同生育一个子女的；</p> <p>（二）双方婚前合计生育两个及以上子女，且没有共同生育子女的；</p> <p>（三）双方婚前均未生育过子女，婚后共同生育了两个子女，其中一个子女经区、县或者市病残儿医学鉴定机构鉴定为非遗传性残疾，不能成长为正常劳动力的。</p> <p>除前款规定的条件外，因特殊情况可以再生育的条件，由市人民政府另行规定。</p> <p>第二十四条 从外省、自治区、直辖市迁入本市的少数民族公民，迁入前取得原户籍地县级以上计划生育行政管理部门再生育子女证明的，可以要求安排再生育子女。</p> <p>第二十五条 一方为本市户籍，另一方为外省、自治区、直辖市户籍的夫妻，要求安排再生育子女的，可以选择适用本条例的规定。</p> <p>第二十六条 本市居民与香港特别行政区居民、澳门特别行政区居民、台湾地区居</p>	<p>人口情報資源の総合開発及び利用を促進しなければならない。</p> <p>第三章 出産調節</p> <p>第二十二条 公民は出産する権利を有し、また法に基づき計画出産を実行する義務も有する。</p> <p>夫妻双方は共同で計画出産を実行する責任を負い、出産の決定を行う際に平等に協議し、相互に尊重しなければならない。</p> <p>公民が実行する計画出産の合法的権益は、法律の保護を受ける。</p> <p>第二十三条 一組の夫妻が2人の子を出産することを奨励する。</p> <p>下記の条件のいずれかに合致する夫妻は、再度子を出産することを要求することができる：</p> <p>（一）一方が婚姻前に子を出産したことがなく、一方が既に1人の子を出産しており、且つ双方が婚姻後に共同で1人の子を出産する場合；</p> <p>（二）双方が婚姻前に合計で2人及び2人以上の子を出産しており、且つ共同で子を出産していない場合；</p> <p>（三）双方が婚姻前にいずれも子を出産したことがなく、婚姻後に2人の子を共同で出産し、そのうち1人の子が区・県或いは市の病気・身体障害児医学鑑定機関により非遺伝性身体障害であると鑑定され、正常な労働力として成長することができない場合。</p> <p>前項が規定する条件を除き、特殊な状況により再度出産することができる条件については、市人民政府が別途規定する。</p> <p>第二十四条 他の省・自治区・直辖市から本市に転入してくる少数民族の公民について、転入前に元の戸籍地の県級以上の計画出産行政管理部门による再出産証明を取得した場合、再度子を出産することを要求することができる。</p> <p>第二十五条 一方が当市の戸籍であり、他方が他の省・自治区・直辖市の戸籍である夫妻が、再度子を出産することを要求する場合、本条例の規定適用を選択することができる。</p> <p>第二十六条 本市居住者の香港特别行政区の居住者・マカオ特别行政区の居住者・</p>
--	---

民、外国人結婚後の生育政策，按照国家有关规定执行。

华侨、归侨、侨眷的生育政策，按照国家有关规定执行。

第二十七条 符合本条例第二十三条规定的夫妻，要求安排再生育子女的，应当按照下列程序办理：

(一) 向女方户籍地的乡、镇人民政府或者街道办事处提交再生育申请表，并提供本条例规定的材料。

(二) 乡、镇人民政府或者街道办事处应当自收到再生育申请表及本条例规定的全部材料之日起七个工作日内提出受理意见，并将受理意见及全部申请材料报区、县卫生和计划生育行政管理部门。

(三) 区、县卫生和计划生育行政管理部门应当自收到乡、镇人民政府或者街道办事处报送的受理意见和全部申请材料之日起十个工作日内审查完毕。对符合条件的，发给再生育告知书；对不符合条件的，应当书面通知申请人，并说明理由。

依据本条例第二十五条规定，选择适用本条例规定要求安排再生育子女的，向本市一方户籍地的乡、镇人民政府或者街道办事处按照前款规定的程序办理。

第二十八条 符合本条例规定的条件要求安排再生育子女的，应当提供下列基本材料：

- (一) 身份证明；
- (二) 户籍证明；
- (三) 婚姻状况证明；
- (四) 已有子女状况的声明。

属于本条例第二十三条第二款第三项规定情形的，还应当提供区、县或者市病残儿医学鉴定机构的鉴定材料。

第二十九条 市卫生和计划生育行政管理部门应当根据本市人口出生变动趋势，向社会公布人口出生预报信息。

公民可以根据人口出生预报信息，结合

台湾地区の居住者・外国人との結婚後の出産政策は、国家関連規定に基づき執行する。

華僑・帰郷した華僑・華僑親族の出産政策は、国家関連規定に基づき執行する。

第二十七条 本条例第二十三条の規定に合致する夫妻が、再度子を出産することを要求する場合、下記の手順に従い手続きを行わなければならない：

(一) 女性の戸籍地の郷・鎮人民政府或いは街道弁事処に再出産申請表を提出し、また本条例が規定する資料を提供する。

(二) 郷・鎮人民政府或いは街道弁事処は、再出産申請表及び本条例が規定する全ての資料の受領日から7営業日以内に受理意見を提出し、また受理意見及び全ての申請資料を区・県の衛生及び計画出産行政管理部门に報告する。

(三) 区・県の衛生及び計画出産行政管理部门は、郷・鎮人民政府或いは街道弁事処が送信・報告した受理意見及び全ての申請資料の受領日より10営業日以内に審査を完了させる。条件に合致する場合、再出産告知書を発給する；条件に合致しない場合、書面により申請者に通知し、また理由を説明しなければならない。

本条例第二十五条の規定に基づき、本条例の規定を適用することを選択し、再度子を出産することを要求する場合、当市の一方向の戸籍地の郷・鎮人民政府或いは街道弁事処に対して前項が規定する手順に従い手続きを行う。

第二十八条 本条例が規定する条件に合致し、再度子を出産することを要求する場合、下記の基本資料を提供しなければならない：

- (一) 身分証明；
- (二) 戸籍証明；
- (三) 婚姻状況証明；
- (四) 既に子を有する状況の声明。

本条例第二十三条第二項・第三項が規定する状況に属する場合、さらに区・県或いは市の病気・身体障害児医学鑑定機関の鑑定資料を提出しなければならない。

第二十九条 市の衛生及び計画出産行政管理部门は当市の人口出生変動動向に基づき、社会に人口出生予報情報を公布しなければならない。

公民は人口出生予報情報に基づき、家庭

<p>家庭实际，选择生育时间和生育间隔。</p> <p>第三十条 本市建立新生儿出生、死亡报告制度和终止妊娠统计制度。</p> <p>医疗保健机构应当定期向所在地的卫生和计划生育行政管理部门报告新生儿出生、死亡的个案信息和终止妊娠的统计信息。</p> <p>医疗保健机构、卫生和计划生育行政管理部门应当对上述个案信息予以保密。</p> <p>第四章 奖励与社会保障</p> <p>第三十一条 符合法律规定结婚的公民，除享受国家规定的婚假外，增加婚假七天。</p> <p>符合法律法规规定生育的夫妻，女方除享受国家规定的产假外，还可以再享受生育假三十天，男方享受配偶陪产假十天。生育假享受产假同等待遇，配偶陪产假期间的工资，按照本人正常出勤应得的工资发给。</p> <p>第三十二条 公民实行计划生育手术，享受国家规定的休假及其待遇。</p> <p>第三十三条 实行计划生育的育龄夫妻免费享受国家规定的基本项目的计划生育技术服务。</p> <p>第三十四条 在国家提倡一对夫妻生育一个子女期间，自愿终身只生育一个子女的公民，在子女十六周岁以前，由区、县卫生和计划生育行政管理部门按照有关规定向其颁发《独生子女父母光荣证》（以下简称《光荣证》）。</p> <p>第三十五条 持有《光荣证》的公民，可以享受以下奖励：</p> <p>（一）在子女年满十六周岁前，领取独生子女父母奖励费；</p> <p>（二）农民在调整自留地和安排宅基地时，其独生子女按两个人计算分配面积；</p> <p>（三）在年老退休时，领取一次性计划</p>	<p>の實際を結合し、出産時期及び出産間隔を選択することができる。</p> <p>第三十条 当市は、新生児出生・死亡報告制度及び妊娠終了統計制度を構築する。</p> <p>医療保険機関は、定期的に所在地の衛生及び計画出産行政管理部门に新生児出生・死亡の個別事例情報及び妊娠終了の統計情報を報告しなければならない。</p> <p>医療保険機関及び衛生及び計画出産行政管理部门は、上述の個別事例情報に対する秘密保持を行わなければならない。</p> <p>第四章 奨励及び社会保障</p> <p>法律が規定する婚姻に合致する公民について、国家が規定する結婚休暇を享受する以外に、結婚休暇を7日間増加させる。</p> <p>法律・法規が規定する出産に合致する夫妻について、女性は国家が規定する出産休暇を享受する以外に、さらに育児休暇を30日間享受することができ、男性は配偶者出産休暇を10日間享受することができる。育児休暇は出産休暇と同等の待遇を享受し、配偶者出産休暇期間の給与は、本人の正常な出勤により取得すべき給与に基づき支給する。</p> <p>第三十二条 公民が実行する計画出産手術については、国家が規定する休暇及びその待遇を享受する。</p> <p>第三十三条 計画出産を実行する出産適齢期の夫妻は、国家が規定する基本項目の計画出産技術サービスを無料で享受する。</p> <p>第三十四条 国家が一組の夫妻について1人の子を出産することを奨励していた期間に、自ら望んで生涯に1人の子のみを出産した公民について、子の16歳以前に、区・県の衛生及び計画出産行政管理部门により関連規定に基づき当該夫妻に《一人っ子父母光荣証》（以下《光荣証》）を授与する。</p> <p>第三十五条 《光荣証》を保有する公民は、以下の奨励を享受することができる：</p> <p>（一）子が満16歳まで、一人っ子父母奨励費を受領する；</p> <p>（二）農民が自留地の調整及び宅地の手配を行う場合、その一人っ子を2人として面積を計算・分配する；</p> <p>（三）老齢により定年退職する場合、一</p>
---	---

<p>生育奖励费。 奖励的具体办法，由市人民政府另行规定。</p> <p>第三十六条 持有《光荣证》的公民，其独生子女在未满十六周岁之前发生意外伤害或者死亡，不愿再生育和收养子女的，由区、县人民政府按照市人民政府的有关规定给予一次性补助。</p> <p>第三十七条 依法生育子女的妇女，按照国家和本市的规定，享受生育保险待遇。</p> <p>第三十八条 各级人民政府和各有关部门在制定老年保障制度和措施时，应当体现对独生子女父母的优先照顾。</p> <p>第三十九条 依法生育子女的公民，按照本市有关规定报销子女入托儿所、幼儿园的部分托费和管理费。</p> <p>第五章 法律责任</p> <p>第四十条 违反本条例规定生育子女的公民，按照国务院《社会抚养费征收管理办法》和市人民政府的有关规定缴纳社会抚养费。</p> <p>第四十一条 对违反本条例规定生育子女的公民，除征收社会抚养费外，给予以下处理： （一）分娩的住院费和医药费自理，不享受生育保险待遇和产假期间的工资待遇； （二）持有《光荣证》的，应退回《光荣证》，终止凭证享受的一切待遇，并退回依据本条例第三十五条规定所享受的奖励； （三）系国家工作人员的，依法给予行政处分；系其他人员的，所在单位可以给予纪律处分； （四）系农民的，调整自留地和安排宅基地时，不增加自留地和宅基地的分配面积。</p> <p>第四十二条 机构和个人开展非医学需要的胎儿性别鉴定或者选择性别的人工终止</p>	<p>度限りの計画出産奨励費を受領する。 奨励の具体的弁法は、市人民政府が別途規定する。</p> <p>第三十六条 《光荣証》を保有する公民について、その一人っ子が満16歳になる前に事故により後遺的障害或いは死亡が発生し、再度の出産及び養子縁組を望まない場合、区・県人民政府が市人民政府の関連規定に基づき一度限りの補助を与える。</p> <p>第三十七条 法に基づき子を出産する女性は、国家及び本市の規定に基づき、生育保险の待遇を享受する。</p> <p>第三十八条 各級人民政府及び各関連部門は老年保障制度及び措置を制定する際、一人っ子の父母に対する優先的考慮を体现しなければならない。</p> <p>第三十九条 法に基づき子を出産した公民は、本市の関連規定に基づき、子が入る託児所・幼稚園の託児費及び管理費の一部について清算を行う。</p> <p>第五章 法的責任</p> <p>第四十条 本条例の規定に違反して子を出産した公民は、國務院《社会扶養費徵收管理弁法》及び市人民政府の関連規定に基づき社会扶養費を納付する。</p> <p>第四十一条 本条例の規定に違反して子を出産した公民に対して、社会扶養費の徵收以外に、以下の処理を行う： （一）分娩の入院費及び医薬費を自己負担とし、生育保险待遇及び産休期間の給与待遇を享受しない； （二）《光荣証》を保有する場合、《光荣証》を返却し、証書により享受する一切の待遇を終了し、また本条例第三十五条の規定に基づき享受した奨励を返却しなければならない； （三）国家業務人員の場合、法に基づき行政処分を行う；その他の人員の場合、所在单位は規律処分を行うことができる； （四）農民の場合、自留地の調整及び宅地の手配を行う際、自留地及び宅地の分配面積を増加させない。</p> <p>第四十二条 機構及び個人が医学的に必要でない胎児性別判定或いは性別選択によ</p>
---	--

<p>妊娠手術的，按照国家有关法律、法规处罚。</p> <p>第四十三条 当事人对行政管理部門的具体行政行為不服的，可以依照《中华人民共和国行政復議法》或者《中华人民共和国行政訴訟法》的规定，申請行政復議或者提起行政訴訟。</p> <p>第四十四条 衛生和計划生育以及其他有关行政管理部門的工作人員玩忽职守、濫用職權、徇私舞弊的，由其所在單位或者上級主管部門依法給予行政處分；構成犯罪的，依法追究刑事責任。</p> <p>第六章 附則</p> <p>第四十五條 本條例自2004年4月15日起施行。1990年3月14日上海市第九屆人民代表大會常務委員會第十六次會議通過的《上海市計划生育條例》同時廢止。在本條例施行前結婚，且婚后未生育又未收養子女的夫妻，仍可以按照《上海市計划生育條例》第二十七條的規定享受獎勵待遇。</p>	<p>る人為的な妊娠終了手術を行った場合、国家の関連法律・法規に基づき処罰する。</p> <p>第四十三条 当事者が行政管理部門の具体的な行政行為に対して承服できない場合、《中華人民共和國行政再審議法》或いは《中華人民共和國行政訴訟法》の規定に基づき、行政再審議を申請或いは行政訴訟を提出することができる。</p> <p>第四十四条 衛生及び計画出産及びその他関連行政管理部門の業務人員に職責遵守の軽視・職權濫用・私情による不正があった場合、その所在單位或いは上級主管部門が行政處分を行う；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追究する。</p> <p>第六章 附則</p> <p>第四十五條 本條例は2004年4月15日より施行する。1990年3月14日付で上海市第九期人民代表大會常務委員會第十六回會議を通過した《上海市計画出産條例》は同時に廢止する。本條例施行前に結婚し、且つ結婚後出産しておらず、養子縁組もしていない夫妻については、引き続き《上海市計画出産條例》第二十七條の規定に基づき獎勵待遇を享受することができる。</p>
--	--